

西会津町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 西会津町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和 58 年 4 月 1 日	計画給水人口	2,915 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用(平成32年度に法適用に移行検討)	現在給水人口	1,292 人
		有収水量密度	0.381 千m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水、 <input type="checkbox"/> ダム、 <input type="checkbox"/> 伏流水、 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水、 <input type="checkbox"/> 受水、 <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	2カ所	管 路 延 長 53 千m
	配水池設置数	15ヶ所	
施 設 能 力	832 m ³ /日	施 設 利 用 率	48.44 %

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	用途別に基本料金と従量料金を設定しており、それらを組み合わせた二部料金制を採用している。(別紙1)	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まな	平成 9 年 4 月 1 日	

④ 組 織

平成17年度にそれまであった建設課、水道課、下水道課の3課が機構改革により統合され、平成22年度に一部組織の見直しを行い、現在の建設水道課内において、上下水道事業の一元化により、経理部門と管理部門を合わせた上下水道係を設置し、現在職員4名と委託、臨時職員各1名を配置し、課内に水道技術管理者1名を置いている。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

遠隔中央監視システムの導入による維持管理費用の縮減と運転管理業務簡素化、水質検査業務や検針業務の委託化により、人件費の削減の取り組みを行った。また、これまで近隣市町村との広域化による事業統合や施設の共同化などは地形条件等により考えていなかったが、今後は広域連携検討連絡会議の中で情報交換を行いながら、他市町村との連携による技術力の補強や運転管理業務の委託化による費用対効果を検証しながら検討を進めていく必要がある。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。

①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成27年度に策定・公表した平成26年度決算「経営比較分析表」を添付している。(別紙2のとおり)
この、経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指針を活用し、当町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行っており、水需要の伸びが見込めない現状に対する対応を検討している。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

西会津町の簡易水道における給水人口は、過去10年において減少傾向が続いている。今後もさらに減少することが予測され、国立社会保障・人口問題研究所から公表されている将来推計人口から推計した人口減少率からも給水人口においても行政区域内人口と同様に年々減少すると予測される。

(2) 水需要の予測

本町において、給水区域内における新築等による水道需要者の増加は期待できず、また交流人口による水道需要者の増を考慮しても過疎化が進む中で自然減等による減少の方が多く、給水人口の予測どおり、水需要についても減少傾向で推移していくものと予測される。さらに、水道使用者の節水意識の高まりや節水型給水装置の技術の向上や普及により、今後の水需要は継続的に減少していくものと予測される。

(3) 料金収入の見通し

本町の料金体系が従量制となっているため、給水箇所が増加しても、個々の使用水量が少ないと、水道料金の単価が低い部分での使用水量の増加となるため、なかなか料金収入の増収とならない。また、給水人口及び水需要が減少傾向を示しているため、現在の従量制による料金体系のままでは料金も減収していくものと見込まれる。

(4) 施設の見通し

現在稼働している10施設の維持管理を行いながら、安全で安定した水道水の供給に努めてきた。しかし、建設してから、20年以上経過している施設の電気計装設備等の劣化による更新など、今後維持管理に掛かる費用の増加が見込まれることから、費用の平準化を図り、老朽施設の更新を計画的に進めて安定稼働を確保する必要がある。今後、計画期間内に40年を経過することから、今後策定する個別施設計画により、老朽施設の更新を計画的に進めて、水道水の安定供給を図る必要がある。また、未普及地域への整備については、検討の必要性はあるものの費用対効果の観点や建設費の負担による財政に余裕がない状況にあるため、総合的に判断していく必要がある。

(5) 組織の見通し

現体制は上下水道係で事務2名、技術2名、委託・臨時職員各1名での体制となっている。これ以上の人員削減を検討することは、現実的でないため、事務事業の見直しを行いながら、少なくとも現体制を維持する必要がある。しかしながら、現在、簡易水道を含めた特別会計の法適用への移行を検討しており、移行となれば財務書類の作成や伝票の仕訳といった業務が新たに加わることから、業務量が増加することとなるので、現体制を見直す必要がある。

3. 経営の基本方針

- ①安全かつ安心な水道水が供給できるように適正な水質管理と施設管理に努める。
- ②効率かつ効果的な事業運営を推進するため、事務事業の見直しを図り、適正な職員配置に努める。
- ③コスト削減を徹底するとともに、民間の技術力を生かした効率的な業務委託の検討・導入を図る。
- ④水需要の予測により、適切な管理体制の確保や職員の技術向上に努めながら、適正で無駄のない給水サービスの向上に努める。
- ⑤慢性的な漏水、不明水の解消による効率的な施設運営を図るため、定期的な漏水調査を行い、箇所の特定と修繕により、有収水量の向上に努める。
- ⑥災害発生時における危機管理体制を整備することで、水道施設の機能維持並びに早期復旧に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①施設の更新にあたっては、事業費の平準化に努めるとともに、施設の耐震化を検討しながら実施し、水道水の安定供給を図る。 ②施設整備の必要性和経営に与える影響を検証し、効率的かつ計画的な実施に努める。
-----	---

①老朽管更新については、漏水箇所の有無等から整備管路を選定し、策定する個別施設計画をもとに整備を実施する。
②現施設における経営規模での民間委託では経費の削減は期待できないが、業務の効率化を図るための広域化による民間委託など様々な手法による検討を行う。
③現施設を適正に維持管理するための投資を計画的に行えるように、施設・設備の個別施設計画(長寿命化計画)を策定する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	①経費の削減に取り組むとともに、施設更新などに伴う財政支出に見合った収入の確保と料金水準の適正化を図る。 ②事業運営の基礎となる水道料金の収納率を上げるとともに有収率の向上に取り組む。
-----	---

①(3)の料金の見通しで記載のとおりであり、経費の削減や加入率の向上のための啓蒙活動に取り組むとともに、施設更新などに伴う財政支出に見合った収入の確保とこれまで通りの一般会計繰入金の補てんを継続させながら、料金水準の適正化を図る。
②事業運営の基礎となる水道料金の収納率を上げるとともに有収率の向上に取り組む。
③企業債が減少傾向にあるものの計画期間内に施設の更新時期を迎える施設があることから、更新事業を実施し、新たな起債の借入を行う。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

①本町の地形的条件により、各水道施設及び設備を統合することは困難であるため、個々の施設について、経費削減に努める。
②委託料については、検針業務や水質検査業務等を民間へ委託し、人件費等の削減を図っているが、本町の事業規模が小さいため、包括的民間委託や指定管理者制度等を導入しても、効果が期待できない。
③修繕費については、施設の老朽化に伴い、増加傾向にあるため長寿命化を図るための更新計画を策定し、修繕経費の平準化を図る。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	事業規模が小さいため、現時点では考えていない。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	本町の地形的条件から現時点では考えていないが、今後、人口減少や施設の老朽化を考慮しながら、施設の統廃合も検討していく。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	個別施設計画を策定し、検討していく。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	個別施設計画を策定し、検討していく。
広域化	平成29年度から福島県が主催する広域連携検討連絡会議において、ブロック別の広域化に関する検討していく。
その他の取組	特になし

② 財源について検討状況等

料 金	法適用へ移行した場合、減価償却等の新たな費用を補うための財源が必要となる。限られた財源でこれらの費用を補うことができない場合は、水道事業との調整が必要となるが、水道料金体系等見直しを検討する必要がある。
企業債	企業債の元利償還金の額が減少傾向となるものの、更新事業の整備に伴い鈍化し、増加傾向に転じることから、国庫補助(交付金)を含めた事業費の負担軽減の検討を行う必要がある。
繰入金	法適用への移行を検討しているため、移行した場合に、減価償却費等の費用が増加するため、その財源確保のために一般会計からの繰入額については、検討していく必要がある。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特になし
その他の取組	施設更新を行うにあたり、補助事業(交付金)制度を効果的に活用した財源の確保については、調査・検討していく必要がある。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	技術職員の不足や技術力の低下を補うため、管理部門について、民間業者のノウハウを参考にし、広域化の検討の中で、他市町村との連携を検討する。
修繕費	今後、施設の老朽化による更新事業が必要となることから、各施設の状況を把握し、計画的に更新できるように、平成32年度までに個別施設計画の策定を検討する。
動力費	水道施設の適切な維持管理に努め、費用の抑制に努める。また、経費削減のため新電力への切り替えを検討する。
職員給与費	本町の給与制度による。
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行うとともに、3～5年ごとに見直しを図る。PDCAサイクルにより、経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分については更新する。なお、現在、法適用の移行を検討しているため、移行となった際は、適用後の会計に基づき、経営戦略を見直す予定である。また、緊急性の高い更新事業の発生等によっては、投資・財政計画の大きな変更もありませんが、その場合にも経営状況の安定を第一に考え、より効率的な投資・財政計画となるよう見直しを図る。
-------------------------	--

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
														38年度
収益的収入	1 総収入	49,331	41,692	43,384	43,793	43,081	42,391	41,738	38,263	39,860	42,247	44,155	49,532	
	(1) 営業収入	26,130	26,332	25,457	24,353	23,866	23,388	22,920	22,461	22,011	21,570	21,138	20,715	
	イ 受託工事収入	26,110	25,720	24,845	24,348	23,861	23,383	22,915	22,456	22,006	21,565	21,133	20,710	
	ウ その他	20	12	12	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	(2) 営業外収入	23,201	15,360	17,927	19,440	19,215	19,003	18,818	15,802	17,849	20,677	23,017	28,817	
	ア 他会社計繰入金	23,201	14,860	17,425	18,938	18,713	18,501	18,316	15,300	17,347	20,175	22,515	28,315	
	イ その他		500	502	502	502	502	502	502	502	502	502	502	502
	2 総費用	46,242	40,856	41,084	40,773	40,041	39,331	38,658	38,233	38,233	39,782	42,204	44,088	45,532
	(1) 営業費用	36,768	33,000	34,199	34,889	35,157	35,428	35,702	35,979	35,979	36,258	36,540	36,825	37,113
	ア 職員給与	7,438	7,196	7,368	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
イ 退職手当														
(2) 営業外費用	9,474	7,856	6,885	5,884	4,884	3,903	2,956	2,254	2,254	3,524	5,664	7,263	8,419	
ア 支払利息	8,902	7,756	6,785	5,784	4,784	3,803	2,856	2,154	2,154	3,424	5,564	7,163	8,319	
イ その他	572	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
3 収支差引(A)-(D)	3,089	836	2,300	3,020	3,040	3,060	3,080	3,080	30	78	43	67	4,000	
資本的収入	1 資本金的収入	25,886	24,097	25,768	24,180	24,579	24,959	22,337	212,094	258,095	181,207	146,548	12,405	
	(1) 地方債								196,900	242,500	165,200	131,300		
	うち資本費平準化債													
	(2) 他会社計補助金	23,201	24,097	25,068	24,180	24,579	24,959	22,337	15,194	15,595	16,007	15,248	12,405	
	(3) 他会社計借入金													
	(4) 固定資産売却代金													
	(5) 国(都道府県)補助金													
資本的支出	2 資本的支出	27,811	28,097	28,068	27,200	27,619	28,019	25,417	212,124	258,173	181,250	146,615	16,405	
	(1) 建設改良費		4,000	3,000	3,020	3,040	3,060	3,080	196,930	242,578	165,243	131,367	4,000	
	うち職員給与													
	(2) 地方債償還金	27,811	24,097	25,068	24,180	24,579	24,959	22,337	15,194	15,595	16,007	15,248	12,405	
	(3) 他会社計長期借入金返還金													
	(4) 他会社計への繰出金													
	(5) その他													
3 収支差引(F)-(G)	△ 1,925	△ 4,000	△ 2,300	△ 3,020	△ 3,040	△ 3,060	△ 3,080	△ 3,080	△ 30	△ 78	△ 43	△ 67	△ 4,000	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引 積立金	(E)+(I)	1,164	△ 3,164										
	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	2,500	3,664	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	3,664	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支黒字	(P)	3,664	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
(N)-(O)	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	66.6	63.4	65.6	67.4	66.7	65.9	68.4	71.6	72.0	72.6	74.4	85.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	26,130	25,732	24,857	24,353	23,866	23,388	22,920	22,461	22,011	21,570	21,138	20,715
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{((R))/(S) \times 100}{(T)}$												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(U)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(V)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(W)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{((T))/(V) \times 100}{(X)}$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)												

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	23,201	14,860	17,425	18,938	18,713	18,501	18,316	15,300	17,347	20,175	22,515	28,315
	うち基準外繰入金	14,080	13,353	10,168	7,860	8,135	7,346	7,198	7,048	5,410	1,631	2,608	4,022
資本的収支分	うち基準内繰入金	9,121	1,507	7,257	11,078	10,578	11,155	11,118	8,252	11,937	18,544	19,907	24,293
	うち基準外繰入金	32,282	24,097	25,068	24,180	24,579	24,959	22,337	15,194	15,595	16,007	15,248	12,405
合計	うち基準内繰入金	18,357	15,927	15,926	14,982	14,681	14,381	12,596	8,674	9,509	10,785	11,205	10,362
	うち基準外繰入金	13,905	8,170	9,142	9,198	9,898	10,578	9,741	6,520	6,086	5,222	4,043	2,043
合計		55,463	38,957	42,493	43,118	43,292	43,460	40,653	30,494	32,942	36,182	37,763	40,720

区分	用途		1月当たりの基本料金	超過料金	用途基準
専用 給水 装置	一般用	A	10立方メートルまで 2,000円	1立方メ ートルに つき 190 円	一般家庭でメーターの口径が13ミリメートルのもの
		B	20立方メートルまで 4,000円		一般家庭でメーターの口径が20ミリメートル以上のもの
	団体・営業用	A	10立方メートルまで 2,000円		官公署、学校、病院、事業所及び営業を営む業種でメーターの口径が13ミリメートルのもの
		B	20立方メートルまで 4,000円		官公署、学校、病院、事業所及び営業を営む業種でメーターの口径が20ミリメートル以上のもの
	浴場営業用		200立方メートルまで 40,000円		公衆浴場に使用するものでメーターの口径が20ミリメートル以上のもの
	臨時用		1立方メートルまで 190円		工事等一時的に使用するもの
	プール用		200立方メートルまで 40,000円		プールとして施設されているところで使用するもの
共用 給水 装置	公共用		10立方メートルまで 2,000円	主として公園等で使用するものでメーターの口径が13ミリメートルのもの	

(2) メーター使用料 (1個 1カ月につき)

口径	13ミリ メートル	20ミリ メートル	25ミリ メートル	30ミリ メートル	40ミリ メートル	50ミリ メートル	75ミリ メートル
使用料	80円	160円	170円	270円	310円	1,900 円	2,300 円